

市街化調整区域基本方針(改定版)の素案について

1 報告趣旨

市街化調整区域における土地利用上の課題に対応し、市街化調整区域の自然環境や文化的な景観の保全を図れるよう、土地利用調整を行う上での方向性を示す「市街化調整区域基本方針(改定版)」について、素案を取りまとめたことから、その内容について報告する。

2 報告内容

(1) 計画の位置づけ

「第3次八王子市都市計画マスタープラン」などの上位計画や「土地利用関連計画」を踏まえ、市街化調整区域にふさわしい土地利用の実現に向けた基本方針を示すものである。

(2) - 1 改定の目的

市街化調整区域における新たな土地利用上の課題に対応するため、現行方針策定(平成23年9月)以降における基盤整備の進展や土地利用の動向、ニーズの変化を把握した上で、適正な保全と活用の観点から、今後の市街化調整区域にふさわしい土地利用のあり方、これを具体化するため施策の方向性を示すことを目的とする。

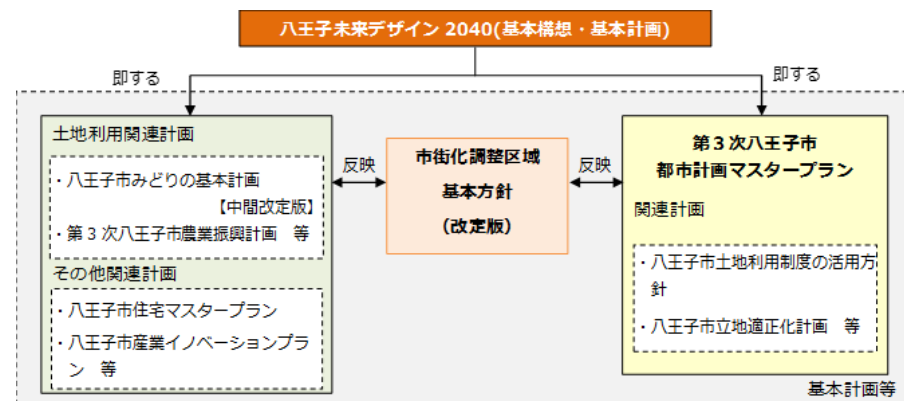


図 計画の位置づけ

(2) - 2 改定の主な考え方

良好な自然環境が残る区域では、現状の土地利用の保全を前提に、貴重な自然を本市の魅力として守り、不適切な土地利用を抑制する。既存集落では生活維持に必要な施設立地を可能にしつつ、立地規制や条件設定により自然環境や居住環境への影響を抑える。あわせて、都市構造等を踏まえ、自然や農地の保全に配慮しながら、地域課題解決と経済活性化に資する産業立地を必要最小限で図る。

(2) - 3 基本方針の素案の概要

別紙1「市街化調整区域基本方針（改定版）素案の概要」のとおり

(3) 基本方針の素案

別紙2「市街化調整区域基本方針（改定版）素案」のとおり

(4) パブリックコメント手続の実施

- ア 期 間 令和8年(2026年)7月15日(水)から令和8年(2026年)8月17日(月)まで
- イ 周知方法 広報はちおうじ7月15日号、市ホームページ、SNS
- ウ 閲覧場所 土地利用計画課、市役所本庁舎1階市政資料室、各図書館、市民部各事務所、各市民センター、市ホームページ
- エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール、土地利用計画課窓口への提出
- オ 素案説明会 市街化調整区域基本方針（改定版）の素案を説明し、御意見をいただく。

日時		場所
令和8年(2026年)7月21日(火)	午後6時30分～8時	元八王子市民センター
7月25日(土)	午前10時～11時30分	浅川市民センター
7月25日(土)	午後2時30分～4時	由木中央市民センター
8月1日(土)	午前10時～11時30分	加住市民センター
8月1日(土)	午後2時30分～4時	恩方市民センター

(5) 今後のスケジュール

令和8年(2026年)7月

7～8月

10月

八王子市都市計画審議会へ報告

パブリックコメント手続の実施

策定・公表